

平成31年1月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：平成31年1月10日（木）
午後3時00分から午後4時00分

2、開催場所：高森町役場 第3.4委員会室

3、出席委員

1番	矢津田 勇次	2番	岡本 房雄	3番	白石 博昭
4番	竹内 辰三	5番	古庄 謙一	6番	三森 一男
7番	田上 七十三	8番	松尾 治実	9番	
10番	下田 安己	11番	城井 若生	12番	林 淳一
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員：

5、議事日程

- 第1 議第38号 議事録署名委員の指名に関する件
第2 報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について【相続】
第3 報告第10号 農地法第18条の規定による小作解約に関する件【合意解約】
第4 議第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件
第5 議第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認に関する件
第5 議第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認に関する件【中間管理】

6、農業委員会事務局職員

局長 荒 牧 久
係長 芹 口 孝 直
係 安 方 含

事務局長 皆さん、こんにちは。あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、時間は早いですけど、全員揃われましたので、本日は高森町農業委員会委員13名のうち、全員の方が出席されておられます。

高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することを御報告いたします。

また、同規則第4条の規定により、会長が議長になるとされておりますので、議事の進行をお願いしたいと思います。

まずは、会長より御挨拶をお願いいたします。

議長 あけましておめでとうございます。いろいろお世話になりました。

昨年は、災害が非常にどこそこ発生をしまして、大変な年だったなというような思いをしております、年が明けましたら、穏やかな年明けだなと思つとる矢先に、3日にはああいった地震があつて、ちょっと3年前の地震を思い出して、地震対策をとらねばんとかいふのを感じるようなことになってしまいました、その後、余震がありはせんかというような予想も立ててありましたが、若干はあつておりますが、大したあれがなくで一安心をしております。

農業関係にいたしましても、昨年12月にはTPPが発動されて、まだどういった影響があるかないかというの、まだはっきり分かりませんが、少なからず、これはどういった形で影響が出てくるだろうと。ヨーロッパとの貿易の云々という話もございますので、なかなか大変といえますか、予測の立てにくい時代が来るのかなというふうには思っておりますが、私たちとしましては大事な農地を、農地として守っていくということが使命でございますので、そちらのほうを精一杯神経を集中して目的を達成するように頑張っていくかにかんじやないかというふうには思っております。

今年は、変な話になりますが、地方選挙とか選挙の年でもありまして、いろいろ、それで振り回されるわけにもいきませんが、そういったことで言葉は悪いですけども、何か圧力がかかったりとか、変な話ももしかしたら出てくる可能性もございますので、そういうところに振り回されないように、自分をしっかり持って、このメンバーでは3月までですけども、頑張つて全うしていただきたいと思っております。今年もひとつよろしく願いします。

事務局長 議事に入ります前に、ちょっと事務局より訂正をさせていただきたいと思つた。

事務局 こちら議案書のほうに、ちょっと誤りがありましたので、今から

申し上げますので、すみません、訂正のほうをしていただきたいと思
います。

まず、1 ページです。こちら「議第 3 9 号」と書いてありますが、こ
ちらは合意解約につきましては報告事項となりますので、「議第 3 9 号」
ではなく「報告第 1 0 号」に訂正をよろしくお願
い
します。

続きまして、第 4、こちらが「議第 3 9 号」になります。

そして、下の第 5、こちらが「議第 4 0 号」、第 6 が「議第 4 1
号」の続き番号になります。

それから、ページごとの修正ですが、まず 6 ページ、こちらの
「議第 3 9 号」と書いてありますが、左上が「報告第 1 0 号」に
修正になります。

それから、7 ページ、8 ページ、9 ページまでが、こちらが「報
告第 1 0 号」の修正となります。

続きまして、1 0 ページ、こちらが農地法第 4 条に係るものが
「議第 3 9 号」に訂正となります。

続いて、1 1 ページ、こちらも「議第 3 9 号」に修正となりま
す。

続きまして、1 2 ページ、こちらも「4 1 号」は誤りで、「4 0
号」の修正となります。

1 3 ページについても、「4 0 号」に修正になります。

それから、1 6 ページですね。こちらも「4 2 号」ではなく、
「4 1 号」に修正となります。

すみません。多数の修正がありまして申し訳ありませんでした。
今後このようなことがないように、チェック作業等を正確にしてま
いりたいと思います。

議 長 それでは、3 0 年度の第 1 0 回の高森町農業委員会を始めます
が、ただいまから議事に入ってまいりたいと思います。

はじめに、「議第 3 8 号」

事 務 局 高森町農業委員会会議規則第 1 3 条第 2 項の規定による議事録署
名委員に関する件。

本委員会の決定に附する。

平成 3 1 年 1 月 1 0 日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議 長 今、事務局から発表がありましたけれども、議事録署名人、いか
がいたしましょうか。

(複数委員) 議長に一任。

議 長 はい。一任ということでございますので、本日は 8 番の松尾委員
さん、1 0 番の下田委員さんをお願いいたします。

続きまして、「報告第 9 号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。
別紙のとおり本委員会に報告する。
平成31年1月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。
こちらは、相続による報告事項となっておりますので、事務局のほうから説明させていただきたいと思えます。
4ページをご覧ください。報告第9号、農地法第3条の3の規定による届出について。
番号1について、こちらについては補足資料2ページから3ページとなっております。
続きまして、番号2、こちらは5ページのとおりとなっております。補足資料は4ページです。
続きまして、番号3、こちら5ページのとおりです。補足資料は5ページです。
続きまして、番号4、5ページのとおりとなっております。補足資料につきましては、6ページから7ページとなっております。
続きまして、番号5、こちら5ページのとおりです。補足資料は8ページのとおりとなっております。

議長 ありがとうございます。
ただいま相続に関する案件が5件出てまいりましたけれども、何か御意見はございますか。

(複数委員)

議長 はい。ないようでございますので、承認をしたいと思います。
続きまして、「**報告第10号**」

事務局 農地法第18条の規定による小作解約に関する件【合意解約】。
別紙のとおり本委員会に報告する。
平成31年1月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。
こちらにつきましても、報告事項となりますので、事務局のほうから説明させていただきます。
ページは、7ページをお開きください。
番号1、番号2につきましては、関連の議案となっております。
番号1は、7ページから8ページ、補足資料につきましては、10ページから11ページとなっております。こちらは有限会社の解散により、こちらの借受人がなくなるということから、合意解約となる案件となります。
続きまして、番号2、こちらは9ページをお開きください。こちら先ほど申し上げましたが、同じ借受人によるもので、こちらも有限会社の解散により合意解約となる案件となります。補足資料については12ページのとおりです。
続きまして、番号3、こちらは親子間の使用貸借を結ばれており

	<p>ましたが、この後出てきます議第4 1号の中間管理による貸借に関連する議案となっております。その中間管理に貸し付けるために解約するものとなっております。補足資料は13ページのとおりとなっております。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま解約の件が3つ出てまいりましたが、説明のあったとおりで、会社を解散するというようなことで、こういった形になっておるといような説明でございますが、いかがでしょうか。</p>
(複数委員)	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>はい。ないようでございますので、これも承認をしたいと思いません。</p>
事務局	<p>続きまして、「議第39号」</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。</p> <p>別紙のとおり本委員会に報告する。</p> <p>平成31年1月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。</p>
議 長	<p>これは4番の竹内委員さんのほうに説明を求めます。</p>
4番委員	<p>議第39号、農地法第4条審議資料。</p> <p>番号1につきましては、11ページのとおりです。なお、転用理由につきましては、申請地の周辺は山林で、日照不足等により耕作不適地であり、このまま荒廃してしまうと周辺の迷惑となるため、今後は山林として管理したいということです。なお、補足資料は15ページになっております。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>今説明をいただきましたけれども、この15ページの補足資料を見ますと、確かに日陰になつとるなというようなところが見受けられますが、この件についてはいかがいたしましょうか。何か御意見はございませんか。</p>
10番委員	<p>ここは木等植えてありますか。</p>
議 長	<p>事務局のほうから。</p>
事務局	<p>現在は、事前着工とかはなく、無断転用とかそういう案件ではございません。補足資料の16ページを見ていただきますと、現況の写真がございしますが、ロータリーをかけてあって、現在も管理されているような状況となっております。</p>
議 長	<p>事前着工とかはなされてないと。</p>
4番委員	<p>ここは、ちょうど家の前ですが、もう周りが山で、シカとかイノシシとかが多く、もう耕作することが難しいですね。</p>
議 長	<p>地元の委員さんの御意見でございます。いかがいたしましょうか。異議ございませんか。</p>
(複数委員)	<p>異議なし。</p>

議長 異議がないというようなことで、これも承認をしたいと思いません。

続きまして、「議第40号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件。

別紙のとおり本委員会に報告する。

平成31年1月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

こちらにも農業経営基盤強化促進法に係るものになりますので、事務局のほうから説明をさせていただきます。

13ページをお開きください。

番号1につきましては、13ページから14ページになっております。こちらは親子間の使用貸借権の設定となっており、今月末に使用貸借の契約が終わることから、今までは3条の契約ということでしたが、基盤法に切り替えて契約更新をするという内容になっております。補足資料につきましては、18ページから21ページとなっております。

議長 これは親子間ということですか。

事務局 はい。農業者年金を受給するために、今まで親子間の使用貸借権を設定されておりましたが、1月末でこの3条の契約が切れることから、今回、基盤法での更新となっております。

議長 続けてお願いします。

事務局 続きまして、番号2、こちらは14ページから15ページとなっております。補足資料につきましては、22ページから24ページとなっております。こちらは字等が筆ごとに違ってありますが、すべて隣接している筆の案件となっております。

議長 今説明をしていただきましたように、年金絡みと、この次の番号2については、何か事業が入ったと。

事務局 こちらは、一応県の耕作放棄地解消事業を活用して、今まで荒れていたところを農地として回復するために賃貸借をするものとなっております。

議長 分かりました。

そういったことだそうでございます、もう既に今では畑の状態に戻ってはいるそうでございます。

いかがですか。何か御意見ございますか。

4番委員 ○○○○○○で大麦じゃないと、中身は。

事務局 こちらは、○○○○○○、大麦若葉もされていますが、今こちらで作られる作物は、キャベツを作られています。○○○○○○○の方が、こちらの現地の方をお願いして作ってもらっているということみたいです。

議長 今ちょっと大麦若葉の話が出ましたが、この平地と上とでは、大麦若葉で採算がとれるほどの魅力のある作物としては、上のほうでは考えにくい、また、若い人は作ってますが、まあそうそうにおいしい作物じゃないなみたいな感じは持つとるみたいだけん、多分、上のほうではこういった会社が入ってきたら、キャベツとか高原野菜のほうになるだろうなと思っておりました、今キャベツというふうな。ああやっぱりそうだろうなと思ったところです。だけん、耕作放棄地の解消の対象地というようなことであれば、我々としても歓迎すべきことではあるかなと思います。

では何かほかに御意見ございませんか。ありませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 御意見もございませんので、これも承認をしたいと思います。続きまして、「議第41号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件。【中間管理】。

別紙のとおり本委員会に報告する。

平成31年1月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

こちらにつきましても、中間管理事業を活用した契約となりますので、事務局のほうから説明させていただきます。

最後の17ページをお開きください。

利用権設定各筆明細。番号1、こちらは先ほど合意解約で出てきました案件ですね。こちら合意解約をいたしまして、中間管理を活用する事業となっております。補足資料は、26から27ページとなっております。こちら県単県事業の耕作放棄地解消事業を活用しまして、こちらの有限会社〇〇〇〇というところが最終的な借受人として設定されるものとなっております。作物も、こちらキャベツを作られる予定となっております。

議長 ありがとうございます。

管理機構から〇〇〇〇と、これは農事法人。

事務局 いや、普通の有限会社です。

議長 有限会社だそうです、そこのほうへ貸し付けて、そこはキャベツを生産するというようなことでございますが、問題はございませんでしょうか。

(複数委員) 異議なし。

議 長 はい。ありませんので、これも承認をしたいと思います。
これをもちまして、本日の議案はすべて終了することになりました。
た。
ありがとうございました。
以下余白

平成31年1月10日高森町農業委員会総会の議事録
であることを、会議顛末を誌し署名捺印する。

高森町農業委員会

議 長

署名委員

署名委員